

令和5年度

堺市立三国丘小学校 P T A役員候補者

役 職	名前
会 長	畑 伸明
副 会 長	藪谷 夏菜
副 会 長	與久田 恵留
書 記	中河 有美子
書 記	清野 順子
書 記	大仲 茂太
会 計	西埜 祥代
会 計	杉本 紗代
会 計	石津 めぐみ

堺市立三国丘小学校 P T A会計監査候補者

役職	名前
会計監査	稲次 奈々恵
会計監査	大石 あゆみ

堺市立三国丘小学校 P T A 各種委員会委員長候補者

・ボランティア代表候補者

委員会名	名前
子どもサポート委員会	中田 真理子
広報委員会	小谷 和代
図書委員会	辻 幹子
花畑ボランティア	西川 尚子
ベルマーク ボランティア	緒方 可奈子
読み聞かせ ボランティア	松本 久子

文化委員・給食委員は令和5年度は休会とさせていただきます。

P T A 規 約

堺市立三国丘小学校

(名 称)

第 1 条 本会は市立三国丘小学校 P T A と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は家庭と学校とが協力して児童の福祉を増進し、会員相互の教養を向上し、親睦を図ることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 本会は前条の目的を達成する為、信義と愛敬の精神を以って次の事項を遂行する。

1. 会員相互の教養を高めるための行事を企画し、実践する。
2. 家庭及び地域社会と学校の連携を緊密にし、学校教育の理解に努め、児童の心身の健全な発達をはかる。
3. 教育環境の整備と充実に協力する。
4. 義務教育の公正かつ完全な実施に努力する。
5. 児童福祉のために活躍する他の団体と協力する。

(会 員)

第 4 条 本会の会員を三国丘小学校児童の保護者並びに学校の職員とする。

第 5 条 本会の会員は、本会において平等の権利と義務を有する。

第 6 条 本会の会員は、会費を納め会の維持に努める。

第 7 条 本会及び会員は学校管理及び教育人事に干渉してはならない。

第 8 条 本会並びに本会の役員は、その名において、政治的宗派的営利的な面に対して一切の關係を持ってはならない。

第 9 条 本会の会員は堺市及び大阪府 P T A 協議会の会員となる。

(会 計)

第 1 0 条 本会の経費は、会費及び事業収益金と寄附金をあてる。会費の額の決定及び寄附金の募集に関しては、総会の決議がなければならない。

第 1 1 条 会費一口月額 5 0 円とし毎月納める。但し学期初めに納め又は 1 ヶ年分一度に納めることができる。

第 1 2 条 本会の資産は、第 2 条の目的以外に使用出来ない。

第 1 3 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 3 1 日に終わる。

(役員とその選出)

第 1 4 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名 保護者
 2. 副会長 2 名 保護者
 3. 書記 3 名 教員 1 名、保護者 2 名
 4. 会計 3 名 教員 1 名、保護者 2 名
- 役員任期は 1 年とする。

第 1 5 条 役員を選出と就任は次の通りとする。

1. 役員候補を定めるに指名委員会を設ける。
2. 指名委員会は次の者を以って構成する。
 - イ. 職員中より代表者 2 名を選出する。
 - ロ. 役員全員
 - ハ. 各種委員会の委員長
3. 指名委員会は役員各役職に対する候補者を選出し少なくとも総会の 5 日前に会員に対して通知する。
4. 指名委員会において選出した役員候補者については、前もって本人の同意を得、総会において承認を求め決定する。
5. 教員の役員は職員会議において選出する。
6. 役員は 4 月より就任するものとする。
7. 役員は兼任を認めない。

第 1 6 条 役員選考に当っては次の事項に留意する。

1. 個人及び個人の属する団体のため本会を利用することなく、児童教育に理解と熱意を有する会員は役員に選出される。
2. 公選による公職及び議会議員及びこれ等の候補者になるうとする会員は役員に選出されない。

第 1 7 条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、実行委員会、役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理をする。
3. 書記は総会、実行委員会及び役員会の議事を記録し、又各種会合を通知する。
4. 会計は本会すべての会費の収入支出を明確にし、年度末総会において報告する。

(集 会)

- 第18条 本会は次の集会を設ける。
総会、役員会、実行委員会、学年集会、学級集会、学年委員会、各種委員会。
- 第19条 総会は最高の決議機関であって年2回開く。
臨時総会は実行委員会又は役員会において必要を認めたととき会長が招集する。
総会は会期の1週間前に議案と共に告示する。
- 第20条 総会は次の事を行う。
1. 規約の決定並びに変更。
2. 役員を選出。
3. 本会の事業の審議。
4. 予算の議決、決算の承認。
5. 本会の目的達成のための必要な事項。
- 第21条 総会は会員の5分の1以上の出席を以て成立し決議は過半数による。
- 第22条 役員会の任務を次の通りとする。
1. 本会の事業の立案計画に関すること。
2. 総会並びに実行委員会に提出する議案の作成。
3. 緊急事項の処理に関すること。但し次の実行委員会において必ず承認を得なければならない。
4. 会務執行のために必要に応じ小委員会を作る。
5. 総会並びに実行委員会より委任された事項の処理。
- 第23条 実行委員会は必要に応じ会長が招集し、役員、学年委員、各種委員長、校長、教頭にて構成する。
- 第24条 実行委員会は次のことをきめる。
1. 総会の決議により委任された事項に関すること。
2. 規約の疑義の解釈。
3. 団体との提携連絡に関すること。
4. 役員会より出された議案の審議。
5. 緊急事項の処理に関すること。但し後日総会の承認を求める。
- 第25条 実行委員会は実行委員の2分の1以上の出席を以て成立し、決議は多数決による。
- 第26条 学年委員より1名互選し、実行委員会に加わる。
- 第27条 学年委員は学年ごとに9名を選出する。
- 第28条 学年学級集会は、当該学年学級の会員にて構成し、必要に応じて開き次の事項を行なう。
1. 学年学級事務の協力。
2. 学年学級行事に参加協力。
3. 学級と保護者の連絡。
- 第29条 学年委員会は、各学年の学年委員及び担任教員にて構成し、当該学年の連絡情報交換、及び各学級行事の協同統一をはかる。
- 第30条 各種委員会は、給食委員会、広報委員会、文化委員会、図書委員会、育成委員会より成る。
- 第31条 各種委員及び各種委員長は会長が委嘱し各種委員数不足の時は、各種委員長は実行委員会にはかり増員することができる。
- (会計監査)
- 第32条 会計監査委員会は2名をもって構成する。
- 第33条 会計監査委員会は当年度内における本会に属する一切の会計を監査し、総会において報告する。
- 第34条 監査委員は指名委員会の推薦により会長が之を委嘱する。
- (附 則)
- 第35条 本会の運営の万全を期するため、実行委員会において別に細則を設けることができる。
- 第36条 本規約は昭和63年度より施行する。
- ※ P T A規約細則
ボランティアサークル
① 本会員は第2条及び第3条の目的に従ってボランティアサークルを設けることができる。
② ボランティアサークルは実行委員会に属さず、サークル代表が教頭及び女性副会長を連絡窓口として活動する。
③ サークル代表は、実行委員会の要請が有れば適宜活動報告を行う。
④ サークルの活動費は必要に応じ活動費より割り当てる。
⑤ サークル代表はサークル運営の責任を持つ。任期は1年とする。再任は妨げない。
⑥ サークル代表は他の実行委員と兼任することができない。
- 平成26年5月8日より
令和2年7月14日改定

PTA 会員のみなさま

堺市立三国丘小学校

PTA 会長 畑 伸明

PTA 慶弔規定について下記のとおりお知らせします。

該当する事柄がありましたら、会員本人の自己申告を原則としますので、教頭先生までお知らせください
 いますようお願いいたします。

堺市立三国丘小学校 PTA 慶弔規定

1. 慶の部

受 賞	学校職員、PTA 会員、学校関係諸団体長	役員会・実行委員会にはかる
-----	----------------------	---------------

2. 弔の部

児童・PTA 会員並びに学校職員の死亡及び同居家族の死亡にあたっては、下表に示す基準により弔意を表する。

摘 要		供 物	通 知		告別式等への参列				会員・職員代表は可能な限りの参列
区 分		弔慰金	会 員	職 員	役 員	校 長	担 任	児 童	
本人	児 童	20,000 円 及び 桜 1 対 又は、供花 1 対	当 該 学 級 委 員	○	○	○	○	※ 児童会代表 当該学級委員 授業に差仕えの ある場合は、当 該学級代表	
	PTA 役員			○	○	○	○		
	PTA 会員			○	○	○	○		
	職 員			○	○	○	○		
同居家族	PTA 役員	5,000 円	役 員	○	代 表	努 め て 参 列	努 め て 参 列		
	PTA 会員			○					
	職 員			○					

- (注) 1) 役員とは、会長・副会長・書記・会計のほか、監査・実行委員、直前会長を含める。
 ただし、監査・実行委員、直前会長の告別式への参列は、可能な範囲で努めて行うものとする。
- 2) 同居家族の範囲は、生計を一にし、同居を状況とする親族であり、卑属一親等までとする。
- 3) 学校職員の父母並びに配偶者の父母の死亡は、同居家族に準ずる。
- 4) 遠隔地の場合は、少数の参列または弔電とする。
- 5) おかえしは一切しない。

3. その他

<見舞い>

- 1) 児童の学校管理下（登下校時を含む）における傷害を対象として3日以上入院者・10回以上の通院者に対して3,000円の見舞金を贈る。
- 2) 児童の学校管理外における傷病を対象として3日以上入院者に対して3,000円の見舞金を贈る。（ただし、同一年度内に2回まで）
- 3) 学校職員が公務災害により1ヶ月以上入院したとき、3,000円の見舞金を贈る。

<付 則>

- 1) この規約以外にも、特に必要と認められたものに対し、その都度、役員会で協議し、適切な措置を講ずる。
- 2) この規約は必要に応じ、役員会の議決により改訂を加えることができる。

※ 最終改定 令和2年4月1日

月	年間行事		各種委員会行事
通年	PTA あいさつ運動	各 学 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいの会(各学年) (中止) ・体育参観の補助
4	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式補助 ・第1回三国丘ネット総会 (中止) 		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・学年委員会総会・第1回PTA総会 (紙面開催) ・体育参観補助 	こ ど も サ ポ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の1年生の下校指導 ・サンキュークリーン作戦 (中止) ・標準服のリサイクル ・安全マップ修正 ・110番ポスター依頼
6	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市PTA協議会総会 ・堺区PTA協議会総会 ・人権教育連続講座 (第1回) ・サンキュークリーン作戦 (中止) 		
7		給	今年度休止
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り出店 (中止) 	食	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・方違祭礼巡回 (中止) ・三校連絡会 (中止) ・人権教育連続講座 (第2回) (Web) 	広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報みくに」発行年間3回 (6月・11月・3月)
10		図	<ul style="list-style-type: none"> ・お話会 ・PTA 文庫新刊書の購入と整理 ・読み聞かせ用作品の製作
11	<ul style="list-style-type: none"> ・指名委員会発足 ・堺市PTA協議会中央研修会 (中止) 	書	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育連続講座 (第3回) (Web) ・サンキューフェスタ (中止) 	文 化	今年度休止
1	<ul style="list-style-type: none"> ・三校連絡会 (中止) 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 学年委員選出 ・第2回PTA 総会 (各委員会、新役員承認) (紙面開催) 		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・堺区PTA 協議会第2回総会 ・卒業式補助 ・各種委員会編成 	各 ボ ラ ン テ ィ ア	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化ボランティアサークル『花畑』 ・ベルマークボランティア ・朝の読み聞かせボランティア

◎ 役員会必要に応じて随時開催

◎ 実行委員会 . . . 毎月第2月曜日10:00～

月	年間行事		各種委員会行事
通年	PTA あいさつ運動	各 学 年	・ふれあいの会(各学年) (検討中) ・学年行事の補助
4	・入学式補助 ・第1回三国丘ネット総会 (中止)	こ ど も サ ポ ー ト	・年度当初の1年生の下校指導 ・サンキュークリーン作戦 ・三校育成交流会 ・標準服のリサイクル ・方違神社祭礼巡回
5	・第1回PTA総会 (紙面開催) ・学年委員会総会 ・体育参観補助		
6	・堺市PTA協議会総会 ・堺区PTA協議会総会 ・人権教育連続講座 (第1回) ・サンキュークリーン作戦 (予定)		
8	・夏祭り出店 (予定)	給 食	今年度休止
9	・方違祭礼巡回 (予定) ・三校連絡会 (予定) ・人権教育連続講座 (第2回)	広 報 書	・「広報みくに」発行年間3回 (6月・11月・3月)
10	・堺区PTA研修会		
11	・指名委員会発足 ・人権教育連続講座 (第3回) (Web) ・堺市PTA協議会中央研修会		
12	・三国丘校区研修懇親会 (予定) ・サンキューフェスタ (中止)	文 化	今年度休止
1	・堺市PTA協議会研修会 ・三校連絡会 (予定)		
2	・堺区PTA協議会第2回総会 ・第2回PTA総会(各委員会、活動報告、 新役員承認) (紙面開催)		
3	・卒業式補助 ・PTA 学年委員選出 ・各種委員会編成		

◎ 役員会 必要に応じて随時開催

◎ 実行委員会 . . . 毎月第2月曜日10:00～

令和4年度 PTA会計決算報告

(令和5年3月31日現在)

堺市立三国丘小学校PTA

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
会費	2,471,700	2,065,000	-406,700	4月～12月まで
繰越金	1,609,603	1,609,603	0	令和3年度会計からの繰越金
雑収入	9	2,057	2,048	利息など
合計	4,081,312	3,676,660	-404,652	

2. 支出の部

項	号	節	予算額	決算額	増減	備考
PTA 活動 運営 費	1	事務費	100,000	60,356	-39,644	事務機器, 文房具, 事務消耗品, 委託費等
	2	通信費	30,000	16,912	-13,088	携帯電話レンタル使用料, 各種送料等
	3	活動分担金	290,000	99,684	-190,316	役員会, 学年費, 各種委員会活動費等
	4	文化事業費	400,000	348,488	-51,512	広報印刷, 花ボラ, フェスタ等
	5	安全育成費	500,000	432,808	-67,192	育成関係(各種祝品, 図書など) 児童名札代
	6	行事補助費	400,000	227,038	-172,962	入学式・卒業式花代等 体育大会テント
	7	負担金	50,000	38,255	-11,745	PTA協議会負担金, 総会参加費等
	8	慶弔費	50,000	32,673	-17,327	慶弔規定によるお祝・お見舞等
	9	交渉費	5,000	0	-5,000	外部団体等との交渉に伴う交通費等
教育 促進 費	10	健全育成費	300,000	166,593	-133,407	体育大会PTA参加賞等 謝礼等
	11	児童活動補助費	100,000	4,320	-95,680	児童会活動等補助
諸費	13	予備費	1,856,312	664,093	-1,192,219	運動場整備 熱中症・コロナ関連等
合		計	4,081,312	2,091,220	-1,990,092	

令和5年度PTA会計予算案

堺市立三国丘小学校PTA

1. 収入の部

(単位 円)

項目	予算額	備考
会費	2,370,500	一口50円×4,741口×10ヶ月
繰越金	1,585,440	令和4年度会計からの繰越金
雑収入	1,500	利息など
合計	3,957,440	

2. 支出の部

項	号	節	予算額	備考
P T A 活 動 運 営 費	1	事務費	100,000	事務機器, 文房具, 事務消耗品, 委託費等
	2	通信費	30,000	携帯電話レンタル使用料, 各種送料等
	3	活動分担金	290,000	役員会, 学年費, 各種委員会活動費等
	4	文化事業費	400,000	広報印刷, 花ボラ, フェスタ等
	5	安全育成費	500,000	育成関係(各種祝品, 図書など) 児童名札代
	6	行事補助費	400,000	入学式・卒業式花代等 体育大会テント
	7	負担金	50,000	PTA協議会負担金, 総会参加費等
	8	慶弔費	50,000	慶弔規定によるお祝・お見舞等
	9	交渉費	5,000	外部団体等との交渉に伴う交通費等
教 育 促 進 費	10	健全育成費	300,000	体育大会PTA参加賞等 謝礼等
	11	児童活動補助費	100,000	児童会活動等補助
	13	予備費	1,732,440	運動場整備 熱中症・コロナ関連等
合計			3,957,440	